

千葉県中小企業再建支援金の対象拡大について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が大きく減少した中小企業を支援する「千葉県中小企業再建支援金」（最大40万円）について、現在の支援対象である中小企業以外の法人の中にも、感染症により大きな影響を受け、事業継続が困難になっている事例があることから、新たに、特定非営利活動法人や医療法人等についても支援対象として追加します。

また、支給要件の一部について緩和し、これまで対象となっていなかった、本年新たに創業した中小企業及び追加する法人についても支給対象とします。

1. 追加する法人

- ・ 特定非営利活動法人
 - ・ 医療法人
 - ・ 社会福祉法人
 - ・ 組合（企業組合、農協、漁協等、中小企業信用保険法に定めのあるもの）
 - ・ 一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人
- ※対象業種を営む者が支給対象となります。

2. 支給要件の緩和（創業間もない企業の取扱い）

本年1月から3月の間に設立された中小企業等についても支給対象とします。

※売上の比較方法等の詳細は、「千葉県中小企業再建支援金特設サイト」で御確認ください。

（参考）千葉県中小企業再建支援金について

（1）対象事業者

新型コロナウイルスの影響で、売上（令和2年1月から令和2年7月の内、任意のひと月）が、前年同月と比較して50%以上減少した、県内に主たる事業所を有する中小企業等

（2）支給金額（最大40万円）

	対象者	支給金額
売上が前年同月と比較して50%以上減少した県内中小企業等のうち	複数の事業所を賃借している場合	40万円
	1事業所を賃借している場合	30万円
	賃借している事業所がない場合	20万円

（3）申請受付期限

令和2年8月31日（月）まで

○本支援金申請についての問い合わせ先

千葉県中小企業再建支援金相談センター

【電話番号】0570-044894

【受付時間】午前9時から午後5時まで（土・日・祝除く）

千葉県中小企業再建支援金特設サイト <https://www.chiba-shienkin.com/>